省　　令

○厚生労働省令第十九号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第三十条第一項の規定に基づき、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月二十日

厚生労働大臣　田村　憲久

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則の一部を改正する省令

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成七年厚生省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、「同項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　医療特別手当受給権者であって次の各号のいずれかに該当するものは、前項に規定するほか、法第二十四条第二項の認定の申請をした日から起算して一年を経過する日の属する月の一日から末日までの間に、医療特別手当健康状況届に、当該各号に掲げる負傷又は疾病についての第二十九条第一項に規定する診断書を添えて、これを居住地の都道府県知事に提出しなければならない。

一　法第十一条第一項の認定に係る疾病が放射線白内障である者

二　法第十一条第一項の認定に係る負傷又は疾病が同条第二項の規定による審議会等の意見に基づき医学的な状況の確認が特に必要であると認められたものである者

第三十三条中「又は第二項」を「、第二項又は第四項」に改める。

様式第十号を次のように改める。

様式第十号（第二十九条関係）

診　断　書（医療特別手当用）

氏名、生年月日及び居住地	明治・大正・昭和　年　月　日生	男・女	郵便番号　－ 電話番号　（　）
認定疾病の名称（※1）			
認定疾病に関する現症及び検査所見			
認定疾病に係る受診状況（いずれかに○）（※2）			
ア．定期的に受診し現在治療中			
イ．定期的に受診し経過観察中			
ウ．定期的に受診はしていない			
認定疾病に対して過去に行った主な治療（手術等） （実施時期）			
認定疾病に対する治療状況			
現在行っている治療の内容（「認定疾病に係る受診状況」でアに○をつけた場合に記入） 認定疾病自体に対するもの			
認定疾病の治療によって生じた疾病（後遺症等）に対するもの （疾病名）　（治療内容）			
認定疾病以外に関する特記事項			
以上のとおり、診断します。 平成　年　月　日 医療機関の名称 所在地 医師氏名　印			

記入上の注意等

（※1）　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項又は第24条第2項の認定に係る負傷又は疾病（本診断書では「認定疾病」とします。）の名称を記入してください。

（※2）　「定期的に受診」には、本診断書の記載のための受診は含みません。

（日本工業規格A列4番）